

平成 30 年 3 月 11 日

社会福祉法人 晋栄福祉会
行 動 計 画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、当法人は次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

② 内 容

- ・目標 1 : 育児休業法に基づく、育児短時間勤務及び育児時間等の諸制度の周知を図る。

【具体的対策】

労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当、出産一時金や育児休業中の社会保険料免除制度の周知

前行動計画から引き続き周知用パンフレットを閲覧し、職員への周知徹底を図る。

また実際に上記対策を利用したスタッフの話などをまとめて、情報として取得できるようにする。

- ・目標 2 : 雇用環境の整備以外の支援対策の強化

【具体的対策】

インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用などを通じた若年者や外国人求職者の安定就労や自立した生活の推進

実態の検証と研修の実施、職員への周知徹底。

EPA 候補生や留学生の受入れなど、多様性に富んだ対応の実施。